

令和 7 年度第 2 期財務監査及び行政監査の結果（令和 8 年 3 月 31 日付け）に対する措置

令和 8 年 7 月 1 日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<u>図書等売払いに係る領収書の発行について</u>（教育振興部 文化財課） 自然博物館では、図書等の販売において代金を現金で収納しているが、領収書の発行を希望する購入者以外に対しては領収書を作成・発行していないことが確認された。 市川市財務規則（以下「財務規則」という。）第 35 条第 1 項は、納入義務者から直接現金を収納したときは領収証書又は領収書を納入義務者に交付しなければならない旨を規定しており、また、自然博物館の金品・切手等管理マニュアルにおいても「図書類の販売があった時は、品目と販売数を売上表に記入し、領収書を発行し、収納金を手提げ金庫に入れる。」と定めているにもかかわらず、自然博物館においては、財務規則の規定及びマニュアルの定め反する処理がなされていたものである。 領収書は取引の事実を証明する証拠書類であり、相手方からの請求の有無にかかわらず領収書を発行することは、出納を明確にするために必要なものであり、財務規則第 35 条第 1 項の規定に違反する取扱いは、領収書発行の目的に反するものであることから、図書等を販売し、現金を収納する際は、必ず領収書を発行するよう適切に対応されたい。	指摘事項に対し、以下のとおり措置を講じた。 市川市財務規則第 35 条第 1 項の規定に基づき、図書等を販売し、現金を収納する際は、必ず納入義務者（購入者）に対し領収書を発行することとした。また、「自然博物館 金品・切手等の管理マニュアル」においても、納入義務者（購入者）からの請求の有無にかかわらず領収書を発行することを明記した。 （教育長から通知のあった日：令和 8 年 6 月 24 日）